

※各種相談は無料で、秘密は固く守られます



生活・お知らせ

福岡県最低賃金改定

地域別最低賃金	
福岡県最低賃金	1時間 841円
特定最低賃金	
鉄鋼業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 975円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 926円
輸送用機械器具製造業	1時間 944円
百貨店、総合スーパー	1時間 889円
自動車（新車）小売業	1時間 940円

その他／特定最低賃金の効力発生日は令和元年12月10日です。

問合せ先／福岡労働局 労働基準部 監督課 賃金室

☎092・411・4578

HP <http://site.nhlw.go.jp/>

fukuoka/roudokuyoku/

福岡県の最低賃金ポスター。表には地域別最低賃金と特定最低賃金の一覧が示されています。

最低賃金引上げに伴う各種助成金等について

【業務改善助成金】

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の事業場
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	

【キャリアアップ助成金事業】

最低賃金額の引上げに取り組む場合、すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し昇給させた場合に助成する制度として、キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」があります。

問合せ先／福岡労働局 福岡助成金センター ☎092・411・4701



法律・相談

無料法律相談

日時／毎月第3木曜日（2月20日、3月19日、4月16日）13時～16時

場所／桂川町住民センター

内容／各種法律相談に弁護士が対応（町民対象・1人30分）

その他／前日までに要予約（先着6人）
予約・問合せ先／桂川町役場 総務課 庶務係 ☎65・1100

「解雇・雇止め」集中相談会

日時／2月19日（水）・20日（木） 9時～20時

場所／福岡県筑豊労働者支援事務所（飯塚市）

対象／労働者、事業主
内容／解雇・雇止め問題をテーマとした相談会。労働者・事業主どちらからの相談にも対応。来所面談、電話相談どちらでも可。

相談・問合せ先／福岡県筑豊労働者支援事務所 ☎22・1149



ひとり親家庭

ひとり親サポートセンター

ひとり親家庭の方等を対象に、ハ

ローワークと連携した就業支援や養育費相談等を行っています。支援を希望される方は、まずはお電話ください。

日時／①飯塚総合庁舎（月～金曜日）9時～17時

②春日市クローバープラザ（毎週土曜日と第1・3日曜）9時～16時

内容／ひとり親家庭または離婚協議中の方を対象とした就業支援、養育費に関する相談

※養育費相談や集中電話相談の結果、弁護士による更なる助言が必要と判断した者に対して、弁護士相談クーポンを配布します。

相談・問合せ先／福岡県ひとり親家庭就業・自立支援センター 飯塚プラランチ ☎21・0300

HP <http://fukuoka-kenboen.jp/>

